

第 17 号

平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

平成27年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	鳴門市	県単独砂防事業	10,200,000 ^円	510,000 ^円	5/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿波市	県単独砂防事業	1,700,000	425,000	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,500,000	5/100・2/10	
		県単独砂防事業	5,100,000	1,275,000	25/100	
		小 計	25,100,000	3,775,000	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	70,000,000	4,500,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	
		小 計	72,550,000	5,137,500	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	4,000,000	1/10	
	佐那河内村	県単独砂防事業	1,700,000	425,000	25/100	

	那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100	
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	3,000,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	10,200,000	510,000	5/100	
		小計	50,200,000	3,510,000	—	
	美波町	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	500,000	5/100	
		県単独砂防事業	10,200,000	510,000	5/100	
		小計	20,200,000	1,010,000	—	
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	60,000,000	4,500,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	7,650,000	382,500	5/100	
		小計	67,650,000	4,882,500	—	
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	2,000,000	5/100	
	東みよし町	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100	

提案理由

平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。